

じっきょう

地歴・公民科
資料
No. 99

もくじ

巻頭	一神教とは何か、 イスラエルとパレスチナ問題をひも解く 東京大学名誉教授 市川 裕……………	1
論説	学校におけるヤングケアラー支援 立命館大学教授 斎藤 真緒……………	14
論説	グローバルサウスの過去、現在、未来 同志社大学教授 峯 陽……………	18
論説	ロシアはいかにして生まれたか 岐阜聖徳学園大学教授 宮野 裕……………	24
授業実践	地理総合や地理探究の授業で活用したい地元の地理書 —千葉県を例として— 千葉県立成田国際高等学校教諭 石毛 一郎……………	28
図書紹介	……………	32

巻頭

一神教とは何か、
イスラエルとパレスチナ問題をひも解く

東京大学名誉教授

市川 裕

はじめに

本稿は昨2023年10月7日にガザで始まった戦闘—通称、パレスチナ・イスラエル戦争—の背景を理解する目的で執筆している。既に10か月が経過してもなお軍事侵攻は継続しているが、事件の発端は、イスラム組織ハマスがガザから越境して奇襲攻撃を仕掛けたことによる。ミサイル攻撃や銃撃により、南部の砂漠地帯で音楽祭に出席していた人々や周辺のキブツの住民が1000人以上殺害され、200人以上が誘拐され人質に取られた。これに対して、イスラエル政府は安全保障閣僚会議でハマスとイスラム聖戦の全ての軍事能力を破壊することを決定した。

この事件は、イスラエルの建国以来、イスラエル国と周囲のイスラム諸国家との敵対関係に由来するものであり、現下の世界情勢において最も解決の困難なものの一つと考えられている。そしてその対立の究極の原因は、それらの国民が信仰する厳格で融通の利かない一神教にあるのだと想定され

ている。もしその説が正しいとすれば、両者の関係は、イスラム教が誕生した西暦7世紀以来続いていることになる。が、本稿は、短絡的な先入観念や推論だけが独り歩きしないよう、ユダヤ教とイスラム教の相互関係の歴史の変遷を検証して、紛争の本当の原因がどこにあるのかを考えてみたい。

もちろん、ここで中東の詳細な歴史を述べることはしない。通史ではなく、中東・西アジアの人々が信仰し実践してきたイスラム教やユダヤ教の生活様式に注目して、その歴史の変遷を3章に分けて述べたい。最初に、イスラム教を信じる人々の世界観が、成立時からオスマン帝国まで一貫していたことを示す。中心となる議論は、イスラム世界の人々は、人間社会を「啓典の民」を単位として考えていたことである。続いて第2章では、近代になって、西欧列強が持ち込んでくる近代の世界観と世俗主義思想の特徴、そしてそれに翻弄される人々について考察する。西アジアの近代は、ナポレオンのエジプト遠征をもって始まる。それ以後

の展開は、近代日本と並行して考えることができるが、ここでは、主としてイスラム世界の人々が、近代社会の常識となった社会観と直面した時に何が起こったかを明らかにしたい。そして、第3章では、現代の国民国家を単位とする世界秩序の中で、パレスチナの地で国民国家という思考に囚われたユダヤ人とアラブ人の理念と政治的実践のあらましに注目して現状分析を行っていききたい。

1. イスラムの世界的進出とその特徴

7世紀のイスラム教の登場は、世界に新たな一神教文明の到来を告げたと考えられる。当初は西暦622年に、アラビア半島の都市メディナで、預言者ムハンマドを指導者とする宗教共同体が成立したに過ぎなかった。この時には、唯一神アッラーに対する礼拝の方向は、一神教の本来の故郷であるエルサレムであったとされ、現に、メディナにある最古のモスクは、礼拝方向を示すミフラブがエルサレムに向いているという。エルサレム旧市街にはイスラムの聖地「岩のドーム」があり、預言者ムハンマドが夜の旅でここに至り、聖なる岩から天界へ飛翔しアッラーの啓示を受けたと信じられ、イスラムの聖地となり今に至っている。後に、ユダヤ教徒の離反という予期せぬ事態を経て、ムハンマドは当時のアラブ諸部族の征服に向かい、多神教の宗教都市メッカを征服し偶像を一掃して、カーバ神殿を唯一神アッラーの聖地と定めたのである。

アラビア半島を統一した後、イスラム軍は周辺の征服に向かい、632年にムハンマドが逝去した後も、アッラーの使徒の代理であるカリフをイスラム共同体の指導者として選出し、ここにいわゆる正統カリフ時代が始まった。征服の勢いはやむことなく継続し、711年までに、東はインドの手前まで、西は、北アフリカを超えてスペインの大半を領土に収めるまでに拡大する。アラブ・イスラム軍が征服した地域は、古くから文明が興隆した地域であり、イスラムは急速に高度文明圏を自己の文化に取り入れていくことになる。その最大の文化事業が古代ギリシアの哲学と科学の国家的受容、ギリシア語の書物のアラビア語への翻訳事業であった。翻訳

に貢献したのは、シリアのネストリウス派のキリスト教徒であった。

1) 少数宗教共同体の地位：啓典の民

イスラム軍による急速な征服は「片手に剣、片手にコーラン」と形容され、強制的な改宗を伴ったかのようにいわれるが、実際の支配形態は実に現実的なものであった。そもそも征服地の先住民が死んでしまえば、都市と農村は荒廃し文明生活を維持できなくなってしまう。それ故、新たな支配者は、租税の支払いとイスラム教の尊重を条件に、既存の一神教徒の生命財産を保護し、信仰を承認した。これを「ウマル条約」と呼ぶことがある。既存の一神教徒とは、主にユダヤ教徒とキリスト教徒のことである。いずれも、イスラムが出現する以前から唯一神を信仰し、預言者モーセの言葉を真実の啓典と信じるのがユダヤ教徒であり、預言者イエスの福音書に信頼するのがキリスト教徒であり、それぞれに宗教共同体を形成していた。この内、中東・西アジアのキリスト教徒は、さらにイエスの神格に関する教義上の違いと言語的民族的文化的な違いに基づいて、マロン派、シリア正教、アルメニア正教、コプト正教、エチオピア正教、ネストリウス派、アッシリア正教などがそれぞれに独自の共同体を形成し、その他にも、マニ教やゾロアスター教の共同体も存立していた。

これらのほぼすべての少数宗教集団が、イスラム世界で「啓典の民」として法的な主体として扱われ、庇護民（ズィンミー）として、生命と財産の保障、信仰生活の継続をイスラム統治者によって承認された。地域と時代によっては、時に非常に厳格なイスラム信仰を掲げる王国が出現し、征服地域の住民に強制改宗を実施する例は散見される。例えば、欧州の十字軍と前後してモロッコに出現したムラービト朝とムワッヒド朝は、スペイン地域のユダヤ教徒に強制改宗を実施したことはよく知られている。しかし、このような事例は例外とってよくて、総じて、スンナ派のイスラム教を奉ずる統治権者は現実的で穏健な政策を実施することが多かった。

2) ユダヤ教徒の自治共同体の繁栄

こうした「啓典の民」の庇護政策によって最大の恩恵に浴した集団が、ユダヤ教徒である。ユダヤ教徒は、西暦1世紀には、東地中海から西アジアにわたって広範に共同体を構えていたが、西暦1～2世紀にローマとの激しい戦争を経て祖国とエルサレム神殿を失い、ユダヤの民は各地に離散した。その時、祖国と神殿を失った集団が社会的にも精神的にも一体性を維持できた最大の理由は、ユダヤの民が唯一神の定めた生活規則に従って社会秩序を維持するシステムを創り上げたことに由来する。エルサレムの生活から放逐されたユダヤの民は、西暦200年頃、自分たちが営んでいた生活規則の全てを「口伝律法」として編纂することにより、「モーセの律法」に従った生活を地上のどこにいても実行するすべを見いだした。この口伝律法典を「ミシュナ」と呼ぶが、これ以後、ラビの称号を持つユダヤ賢者が、ミシュナを世界のユダヤ共同体に広めていくことによって、ユダヤ教徒のアイデンティティを確立することに成功した。この宗教共同体の体制のことを狭い意味で「ラビ・ユダヤ教」と呼ぶ。そして奇しくも、イスラム教徒がこれと同じタイプの宗教共同体を形成することによって、イスラム世界全体の法体系の性格を決定づけたといえる。イスラム法は唯一神の啓示した法体系となったのだ。

4世紀にキリスト教ローマ帝国が出現したことにより、地中海地域の住環境が厳しさを増していく中であって、ユダヤ教徒はイスラム教の登場によって、他のどの少数宗教集団よりも広範囲にわたる恩恵を享受できたといって過言ではない。ユダヤ人が住んでいた地域のほとんどが、イスラムの勢力圏内に入ったからである。その地域内では、生命と財産が保証され、ユダヤ法の自治を認められて、かなりの自由さで交易が可能となったのである。

その最初の恩恵は、アッバース朝のバグダードを中心としたいわゆるバビロニア地方である。ここは、かつてのバビロン捕囚以来、ユダヤ人社会が途切れることなく存在した地域であるが、イスラムの中心地がここにできたことで、イスラム社会に

倣って、バビロニアのユダヤ教によって統制されたユダヤ法が、イスラム世界全体のユダヤ社会に展開されることになった。ユダヤ法のテキストであるタルムードの学問が広域のユダヤ社会において極めて重要な役割を果たすことになった。また、金融の分野で、ジャフバズと呼ばれる宮廷金融業者が、ユダヤ教徒やキリスト教徒の富裕な経済人から選ばれて、イスラムの統治者の宮廷で大きな役割を果たすことになった。

さらに、イスラム勢力が、地中海の南側を進んでスペインまで支配下に収めると、この地域にもユダヤ教徒の進出が盛んになり、アンダルス地方の都市コルドバを中心にユダヤ社会が繁栄した。ユダヤ人のハスダイ・イブン・シャブルートが後ウマイヤ朝のアブドゥル・ラフマン3世の宮廷で宰相の地位についたことは画期的である。スペインでは、新たにアラビア語によるイスラム哲学とイスラム科学が東から伝えられるにつれ、学問の分野でもユダヤ人の間で、哲学、文学、天文学、医学などが盛んになり、後世、ユダヤ黄金時代として記憶される時代を生むことになる。スペインのユダヤ人はスファラディームと呼ばれ、スペインがレコンキスタによりキリスト教化したことにより、1492年にスペインからの追放を経験し、世界中に離散していくのだが、彼らはこのユダヤ・スペイン文化に強い自尊心と誇りを持ち続け、スファラディの名はユダヤ文化の榮譽ある名前として今日まで語り継がれている。

中世イスラム世界にあって、インド洋から地中海にかけて、いわゆる海のシルクロードをユダヤ人の船が往来することが可能となり、陸路と海路の両方で、イスラム商人に次いで、商業活動に能力を発揮したと想定される。そのことを実証するのが、19世紀末にカイロのシナゴグのゲニザ（廃書の倉）で発見された大量の書物とその断片である。これは「カイロ・ゲニザ文書」と総称されるが、様々な宗教文書、法律文書と並んで、経済文書が発見され、広範な地域との交易の実態が明らかになっている。そればかりか、10世紀から12世紀にかけての旧カイロ市（フスタート）におけるユダヤ人の生活、彼らがあらゆる職業に従

事して日常生活を繰り広げていた様子が把握できる。ゲニザ研究の先鞭をつけたシュロモー・ゴイティンは、当時の地中海地域は自由貿易圏といえるものを展開して、「物・カネ・人・書物」が自由に行きかっていたとして、「地中海社会といったもの a Mediterranean society」を形成していたと捉えている。

3) イスラム法文化の正当性

日本の高校世界史の教科書では、イスラム世界とはイスラム教徒が多数派であるというだけでなく、イスラム法の支配が施行され政治的支配者がイスラム法に基づいた正しい統治を行う世界のことであると書いているのは適切である。しかしそれだけではない。イスラム世界は、多くの少数宗教共同体を啓典の民として許容した社会であり、各宗教共同体はイスラムの支配に服従しつつそれぞれの宗教法によって秩序を維持することが認められていた。その典型がユダヤ教徒で、彼らは、ユダヤ啓示法に則った宗教共同体をずっと維持することができた。そして、この統治形態はオスマン帝国に至るまで維持され、イスラム世界の法と秩序の特徴は近代西欧とは根本的に異なっていたことを意味する。

欧州キリスト教圏と中東イスラム世界との間で、法と宗教の関係に関する認識の違い、文化の違いが存在することが、1900年のパリ万国植民会議で露呈した。大川周明の『回教概論』にその時のイスラム法学者の言葉が掲載されている。近代西欧の法制度はイスラム文化から見ると理解しがたいものと映った。長くなるが該当箇所を引用する。「回教徒に取りては、俗人法と宗教法との間に何の区別もない。何となれば両者等しく古蘭及びマホメットの言行を根本典拠とするが故である。回教徒は、両者を以って、当然人智の同一部門に属するものとなし、両者の間に何ら本質的相異を認めない。回教徒が祈祷の儀式と売買の手續きとの間に何らの区別を設けず、全く同一態度の下にこれを取扱う事情を考究せんと欲する人あらば、回教教典を繙くことによって、容易にその間の消息を知り

得るであろう。ローマ法に準拠せるヨーロッパ諸国の法律が、宗俗二法の間に截然たる区別を画することは、回教徒の不可解とするところである。」(大川周明『回教概論』中公文庫、1992、224-225頁)

こうして、イスラム文化に生きる人々が、西欧の法文化を不可解なものとして見ていたとするならば、19世紀に西欧列強がアジア・アフリカ地域に展開した植民地支配と帝国主義的政策を果たして正当な法秩序と見ていたといえるだろうか。

2. 西欧近代の衝撃

1) 近代世俗主権国家の必要条件

近代国家はフランス革命の精神を基礎として、社会秩序のルールを定めた。すべての人間には不可侵の人権が備わっていて、国家がこれを保証する憲法を制定し、国民が主権を行使する体制が原理として誕生した。19世紀は西欧と中欧の主要な国家がこの理念による憲法を制定し、列強の世界進出に伴って、西欧型の近代主権国家の体制があったかも世界基準となっていく。近代西欧諸国が示した国家の世界基準とは、箇条書きにすれば次のような項目が挙げられる。①民主主義の主権国家である。②憲法で国民の基本的な人権を保障する。③信教の自由、政教分離を原則とする。④議会在が実定法を制定する。⑤三権が分立する。これが、「正常な」先進国家の必要条件となる。日本はこれを目指してまっしぐらに進んだといつてよい。この時の日本の対応と比較してみると、中東イスラム世界の対応の違いが明確になると思う。中東の国民にとって、これは彼らの理想的な国家理念たりえたのだろうか。

ここで、先のパリ万国植民会議のイスラム法学者のことを思い出してみよう。イスラム教徒は果たして西欧列強の世俗的な支配を正常な国家と見たであろうか。彼らは、自分たちのイスラムの教えこそが真実の神の教えと考えていたのではないだろうか。オスマン帝国の若きトルコ人の青年将校たちは模範的な近代化を推し進めて政教分離のトルコ共和国を建国したという。この限りではトルコ共和国はイスラム世界では例外的な存在で、日本と似

たような対策をもって近代化に成功したとしよう。その他の地域はどうだったのか。

ここでイスラム教徒が自分たちの歴史をどのように見ていたかを考えてみよう。ハーバード大の世界宗教研究所のイスラム研究者、W・C・スミスは日本の井筒俊彦との交流でも有名だが、その下で学んだ中村廣治郎がスミスの著作『現代イスラムの歴史』を邦訳した（中公文庫、1998）。この本は現代のイスラム教徒が自分たちの宗教の歴史をどのように見ているかを冒頭で考察していて、本稿の問題に大きなヒントを与えてくれる。彼らの歴史意識は3つの段階に分かれ、現代はその第3段階の真っただ中にあるという認識だという。

第1段階は、イスラム文明の古典期で、預言者ムハンマドの時代からアッバース朝にかけての草創期である。アッラーの預言者・使徒が現実に活動し民を指導したということは、理想が現実化した稀有な時代である。理想とはシャリーア（コーランとムハンマドの言行を起源とするイスラム法体系）が守られるイスラム共同体であり、これが本来の姿である。その後しばらく衰退してから、第2段階のイスラム文明中興期が始まる。この時代は、イスラム教が非アラブ諸国へと地理的な拡大を遂げる。改宗は容易となり基本的な教義のみでよいとされ、いわゆる「六信五行」が定着し、シャリーアは厳格に実行されなくなるが、新たにスーフィー的な考え方が広がる。法を守ることよりも、唯一神への敬虔さこそが大事とされた。神は人の内面に居て、もはや神と人間を隔てる障壁が取り払われるとさえ教えられる。アラブ的生活慣習に由来するシャリーアの規定を厳格に守る意義は後退する。それ故、広範な信徒を得るけれども、理想的には、古典期に劣るとの位置づけとなる。中興期を代表するのは、オスマン帝国、イランのサファヴィー朝、インドのムガル朝、さらに中央アジアから東南アジアにかけて、イスラム共同体はアジアを席卷した。しかしその後は悲惨な時代に入る。それが第3段階の大いなる衰退期である。

この時代は、折あしく欧米列強が最大の繁栄を誇る時期と重なったため、植民地支配に貶めら

れ、帝国主義の犠牲となり、イスラムの名誉と自尊心は蹂躪された。スミスの著作は1957年に出版されているから、第2次世界大戦後にアジア各国が独立を果たして国づくりを行う時代であり、各国のイスラム教徒がどのような理念の国家建設を行うのかを考える上で極めて示唆的な考察である。そればかりか、2024年の現在、西欧近代文明の影響力は衰えを知らない時代に、イスラム原理主義と呼ばれる運動が様々な形態で姿を現し続けていることがわかる。サウジアラビアのワッハーブの運動やイラン革命後のシーア派の法学者支配に始まって、内実はともかく外見はイスラムの古典期を理念とする政治運動が断続的に姿を現している。ファトワが中断したのはオスマン帝国が崩壊した1922年で、つい最近の出来事といってもよい。

こうして、21世紀に入ってから、イスラム世界は近代化に直面した時、どのような国家体制を構築したいのかを問うならば、果たして彼らは西欧近代を模範とする世俗主権国家を第一の理想と考えるであろうか。その可能性がないとはいわないが、これまでのところ、基本的人権の尊重を第一に掲げて信教の自由を標榜する民主主義の世俗国家を選択した国はあっただろうか。大半の国民がイスラム教徒であり続けている現状を考えれば、それ以外の選択肢が少なくとも二つある。イスラム古典期の理想、もしくはイスラム中興期のスーフィー的な理想である。北アフリカから西アジア、そして中央アジアから東南アジアにかけて、イスラム教徒はどのような国家を建設したいと考えてきたのか。それは現在も進行している。無宗教といわれる日本人が西欧の世俗化した民主主義国家を単純に理想化しているのと混同してはならない。21世紀になっても西欧諸国は、自分たちの理想である民主化がなぜイスラム世界で失敗したのか、と問い続けている。こうした西欧の論調は、イスラムの歴史意識と宗教的価値の重みを考慮に入れる時、非常に難しい重要な問いとして残るであろう。

イスラムの理念が今後のイスラム諸国にどれだけ反映されるかは大きな挑戦となるが、その一方で、民族自決による主権国家建設の理念は、両世

界大戦後に、列強の植民地支配からの独立への願いと結びついて浸透し、アラブ・イスラム諸国は各地でそれぞれ主権国家別に独立を果たしている。ここでの隠れた問題は、独立国家の中で、従来の啓典の民である少数宗教集団はどのような存在なのか、彼らに政治的な自由意思に基づく政治活動の自由や独自の国家建設の可能性はあるのかという問いである。

2) 中東に進出した欧州ユダヤ人の思想と運動

欧州のユダヤ社会はフランス革命に始まる西欧近代国家の出現とどのように向き合ったのか。ここでの主題は、いわゆるシオニストのユダヤ人がどのような経緯で発生したかを瞥見することである。なぜ東欧のユダヤ人が建国を目的にパレスチナに移住したか、そのことの要点のみ記す。西中欧諸国は1875年までにほぼ近代国家を成立させ、憲法で基本的人権を制定して、その国々に住むユダヤ人にも市民権を付与する。これによって、ユダヤ人は各国の市民となり国民となった。これがいわゆる近代西欧におけるユダヤ人解放という歴史的事件であった。法的な差別はなくなり、同じ国民となったのだ。他方、市民権の取得と引き換えに、従来のユダヤ法による法的な宗教共同体は解体され、キリスト教に似た宗教団体として新たなユダヤ教が模索された。こうしてユダヤ教を信仰するかしないかは個人の自由の領域に属することになり、西欧キリスト教社会へ参入するためにキリスト教へ改宗する者も続出した。

西中欧諸国が近代国家となる中で、その国のユダヤ人は19世紀を通して周囲の社会への同化を目指して新たな人間になろうとした。自分たちはもはやかつての差別され卑下されたユダヤ人ではないとして、フランスのユダヤ人は「イスラエリット」を自称したという。しかし、ヨーロッパ文化への同化があまりに順調でユダヤ人が急激に社会進出し頭角を現すに至ると、反動的な勢力が新たな差別を創り出し、不景気や敗戦の屈辱の中から人種的な反ユダヤ主義（Anti-Semitism）が頭角を現すという歴史をたどる。この反動的な運動を抑制できる

か否かでその国の命運が分かれた。フランスは普仏戦争の敗戦後、偏狭な愛国主義が台頭し1894年にドレフェス事件を生起させたが、フランス国民はこれをなんとか解決した。他方ドイツでは、第1次世界大戦での敗戦後、領土割譲や不景気、失業を経て、1929年の大恐慌で大きくつまづいて、ナチ党の独裁による人権蹂躪を許した。

これに対して、近代国家の必要条件を満たせなかったのが、東欧の帝政ロシアであった。帝政ロシアはポーランド分割で多くの異民族を支配下に置き、その中には、500万人近くのユダヤ教徒が含まれていた。近世以来、ポーランド国王が庇護したユダヤ社会がポーランド・リトアニア連合王国の繁栄の下でウクライナまで進出していたからである。東欧では、キリスト教がギリシア正教に由来する民族国家ごとのキリスト教で民族と宗教が一体として把握されたため、ロシアの多民族支配は民族を単位として行われた。ユダヤ人も民族と宗教が一体となった民族集団として把握され、固有の領土を持たないために領土を持つ他の民族よりも政治的に弱い立場に置かれた。ロシアで「非宗教的ユダヤ人」という概念が人気を博したといわれる（ヤコブ・M・ラブキン『イスラエルとは何か』菅野賢治訳、平凡社新書643、2012、37-38頁）。しかも、ロシア支配下のウクライナやベラルーシでは、積年のユダヤ人憎悪が昂じて、1881年のアレクサンドル2世の暗殺を契機に、反ユダヤの激しい暴動が各地のユダヤ人集落（小都市の意味のシュテットル）を襲い、その激しさとむごたらしさから、ユダヤ人迫害の代名詞として「ポグロム」という言葉が使われるに至った。

こうしたロシア国内のユダヤ人憎悪に直面したユダヤ知識人の多くは、ロシアが人権を保障する近代国家となるという希望を失い、ラビ・ユダヤ教（ラビの指導下でモーセの律法に基づくユダヤ法が施行された宗教共同体）の無力さに絶望して、アメリカへ移住する者、社会主義革命に向かう者と並んで、パレスチナへの入植を志す世俗的で社会主義的な若者を生んだ。これがシオニズム運動へ発展する。彼らは、パレスチナにユダヤ人

国家ができれば、ロシア帝国はユダヤ人の待遇を改めるだろうと期待して自力救済の道を選んだと考えられている（鶴見太郎『ロシア・シオニズムの想像力』東京大学出版会、2012）。彼らはロシアの社会主義的近代国家観に基づいた近代社会の建設を願って波状的にパレスチナに入植団を派遣し、1904年に始まる第2次アリヤー（建国の志を持つ入植運動を「アリヤー」と呼ぶ）の入植運動から、1948年のイスラエル国家建国の立役者を輩出することになる。

彼らは荒地を共同で耕して平等な社会の建設を目指した。それがキブツ運動である。ロシアやポーランドからの入植者は貧しいながらも高い理想を掲げた青年たちで、従来のラビ・ユダヤ教ではない新しい世俗的なユダヤ人を目指した。この時期には、1897年に始まった世界シオニスト会議が荒地の購入や共同体建設の費用などに資金を援助する体制ができた。そして、ウクライナ出身のハイム・ヴァイツマンが英国の政治家を説得して1917年に歴史的なバルフォア宣言を引き出すことに成功する。ロシア革命の勃発でロシアのユダヤ人を失望させた直後の出来事であり、英国軍のアレンビー将軍がエルサレムに凱旋入場するに至って、ユダヤ人国家建設に初めて光明が差したといえる事態になった。

3) オスマン帝国崩壊前後の中東の少数宗教共同体

ここで問うべきことは、オスマン帝国に長く住んでいる少数宗教共同体、即ち「啓典の民」の諸集団は、何を考えていたのかということである。オスマン帝国のユダヤ人には、シオニズムの思想は影響力を発揮することはなく、独立国家の建設を考えることはなかった。伝統的なラビ・ユダヤ教では、神が自らの救済計画に則ってメシアを派遣し、ユダヤ人の国家を準備してくれると信じられたが、戦争に訴えて自力で領土を奪い取るという意図はまったくなかった。それだけ伝統的なユダヤ教への信仰が生き続けていたのであり、ロシア出身の反宗教的あるいは非宗教的なシオニストとの決定的

な違いであった。

英国が1917年に発令したバルフォア宣言の文言は、パレスチナのどの範囲でユダヤ人の民族ホームを認めるかに関しては曖昧な表現が使われていた。したがって、あとは当事者の交渉に任される部分が大きく、ユダヤ人の入植はアラブ人との競合関係をもたらすことは明白だった。シオニストのユダヤ人による「民なき土地」への入植運動とその根拠としての「パレスチナはイスラエル民族の祖国である」という固有の自然権という信念に加えて、英国によるバルフォア宣言とパレスチナ委任統治という国際政治上の正当性によって建国への活動が進められた。国連は1947年11月に総会で二か国併存案を可決したが、全てのアラブ諸国が反対した。パレスチナでは、ユダヤ側とアラブ側が互いに戦争準備を進める中で、1948年5月に英国の委任統治終了の日が到来した。ユダヤ人側はその翌日にイスラエル国家の独立を宣言するが、これに対してアラブ諸国がイスラエルに宣戦布告し、第1次中東戦争が始まる。注意すべきは、ここでのアラブ・イスラム側の戦争当事者は、パレスチナのアラブ人ではなく、「周辺のアラブ諸国」であった。

それはなぜか。この時のアラブ側は、シオニストがイスラムの支配地に独立国家を建設しようとしたことに対してジハードを行ったという論理である。パレスチナ全土は、中世以来、イスラム教徒が支配してきた世界、いわゆる「ダール・アル・イスラム」であり、オスマン帝国に代わってアラブ系イスラム教徒が統治すべき土地のはずである。異教徒による領土の侵略に対しては、すべてのイスラム教徒に領土防衛の義務が発生する。それ故、イスラエル周辺のアラブ諸国はこぞって戦争に参加した。十字軍が1099年に作ったエルサレム王国を駆逐したのと同じ論理だと考えられる。しかも、勝利した暁には、周辺諸国はそれぞれ自国の領土に含まれるはずの土地がそこに現に存在していた。シリアにとってはゴラン高原、トランスヨルダン王国にとっての東エルサレムとヨルダン川西岸地区、エジプトにとってのパレスチナ南部地域、レバノンにとってのガリラヤ北部である。

イスラエルは防戦して翌年休戦が成立して休戦ラインが定められたが、この時、アラブ側となるヨルダン川西岸地区を領有したのはトランスヨルダン王国であった。エジプトは、1948年9月にパレスチナ・アラブ政府がガザで成立するのを助けたが、トランスヨルダン王国はこの政府の承認を拒否して東部パレスチナを併合し、イスラエルとの講和と領土の確定を目論んだが、国王が暗殺されてその計画は潰えた。この段階ではアラブ人側の政治的主体は明確ではない。少なくとも、周囲のすべてのアラブ諸国がパレスチナ・アラブ人を彼らと同等の政治的主体とは認めていない。

パレスチナ・アラブ人が独立した政治的主体として認知されるきっかけとなるのが、1967年の第3次中東戦争の結末であった。この戦争で、パレスチナ・アラブ人はすべての領土をイスラエルに占領された。その時、ヨルダン王国へ逃れたパレスチナ難民の指導者となったパレスチナ解放機構PLOのアラファト議長は、PLOという非力の政治組織を、難民全体を代表する強力な団体へ変貌させる。ゲリラ戦によるテロ行為を通して世界に自己の存在を知らしめたのだ。PLO組織は、1970年にヨルダン王国で弾圧を受けて（黒い9月事件）拠点をレバノンに移すが、1974年にはアラブ首脳会議でパレスチナを代表する唯一の組織として承認を受けた。1987年にパレスチナの地で民衆による第1次インティファダが勃発し、パレスチナの独立を願う世界の世論が高まり、パレスチナ国民会議において、1988年11月にパレスチナ独立宣言がなされる。これは事実上イスラエルを承認したことになり、国際連合は同年12月にテロ行為の放棄と引き換えに、パレスチナ・アラブ人を代表する政治団体としてPLOを承認し、1993年、イスラエル国との間にオスロ合意が達成されたのである。

こうして、パレスチナをめぐる紛争の歴史で明らかになるのは、当初はアラブ側が中世以来のアラブ・イスラム的大義による連合体を形成していたが、次第に各国が自国の主権国家としての利害関心を強化してパレスチナ問題から離れていき、最後にパレスチナ・アラブ人の集団が政治的主体性を獲

得するまでのプロセスが進行したということであった。それが確定したのが、1993年のオスロ合意である。形式的には、この段階で、国連の決議である二か国併存に向けてパレスチナ地域がユダヤ国家とアラブ国家に二分されるように両陣営が努力するとの約束が成立した。しかし、実際の両陣営の力関係は大きく隔たり、しかも両陣営には合意に反対する勢力が台頭して予断を許さない状況だった。

4) 中東のユダヤ人のイスラエルへの帰還

中東イスラム圏にユダヤ人の国民国家が独立を果たしたことにより、パレスチナの政治状況に新たな要素が加わった。注目されたのは、中東各地のユダヤ人集団の動向である。西アジアと北アフリカのユダヤ人は、イスラム世界の「啓典の民」として宗教共同体を営んできたことから、自ら主権国家を建設するという政治的要求を持たなかった。古くからキリスト教徒の人口が多かったレバノンだけは、独立国家内部で、キリスト教徒がイスラム教徒に対して数的な優位もあって、西アジアでは唯一、キリスト教徒を代表する大統領が国民から選ばれる政治体制が当初は実現した。中東アラブ諸国がそれぞれ独立した時、その内部の少数宗教集団は果たして西欧的な国家の市民として政治的要求を主張できるのだろうか。この点が非常に重大な問いとなる。

中東のユダヤ社会に関しては、イスラエルが建国された後、全てのアラブ諸国がシオニズム国家に対して敵対関係に入ったため、アラブ諸国内部に住むユダヤ人は差別と迫害の対象となり、アラブ諸国からイスラエルに向けて大規模なユダヤ人の移民の波が起こることになった。その人口移動は、大規模な民族移動とさえいえるものである。概数で多い順に示せば、イラク12万3千人、モロッコ12万人、エジプト7万5千人、イエメン4万8千人、イラン3万9千人、トルコ3万7千人である。これはある見方からすると、二つの国民国家が互いの国民を入れ替えて、それぞれを単一の民族に編成し直す大規模な政策に比すべき事態ともいえる。トルコ共和国とギリシア共和国が互いの住民を交換した事例や、インドとパキスタンがヒンドゥー

系とイスラム系の住民を入れ替えて建国した事例との共通点を有する。これらと決定的に違ったのは、イスラム諸国がユダヤ人国家と領土の存在を決して認めなかった点であろう。この時から、かつて1000年にも及ぶ共存関係は、シオニズム国家の建国によって、積年の対立であるかのような断続的な戦争を繰り返す臨戦態勢の状態に陥って現在に至っている。このような状況を、フランス系の研究者は、ユダヤ教徒とイスラム教徒がともに「国民国家という監獄 nation-state prison」に囚われてしまったと評している（DVD『グローバル・リベラルアーツへの扉 ユダヤ教徒とムスリム—親密で疎遠な関係—』の第4巻「対立する物語 1945年—現在」新宿スタジオ）。

イスラム世界は啓典の民であるウンマ（宗教共同体）を単位とする政治体制であり、その全体をイスラムの理念が覆っていた。それが急速に崩壊し、列強が支配する近代西欧の主権を有する国民国家、いわゆる一民族一国家による独立国家が国際社会の基本的な単位となってしまった。そして住民たちがこれこそ正義であるという思い込みに囚われてしまった。イラクやエジプト、シリアに住んでいたユダヤ人はアラビア語の言語文化と日常生活をムスリムやキリスト教徒と共有してきたにもかかわらず、敵国の住民と見なされてしまったのだ。出国を余儀なくされたユダヤ人はイスラエルに逃れた時、自分のルーツとしてのアラブ・イスラム諸国の文化を大事にしたいと願っても、イスラエル社会では敵対国の文化を尊重するけしからぬ輩と見なされ、アラビア語を話すことさえはばかれる。1980年代には、イスラエル生まれの若い世代間で、父母のルーツである中東や北アフリカの文化への回帰を目指す学術研究が大きく開花した。しかし訪問することすらできないイスラエル生まれの若い世代が、祖先の文化的伝統からますます疎外されていくことはいかんともしがたい。

中東のユダヤ人には、帰る国があるからまだましだった。中東のキリスト教徒は、アラブの春の民主化の期待とは裏腹に、各国でイスラム原理主義者による迫害を受けて各地で急激に人口が減少し、

難民として国を追われている現状があるが、英国の政治週刊誌「スペクテイター」は、世界の世論がなぜかこの事件をあまり積極的に報じていないと批判的な論を展開している（“Out of the east,” by Douglas Davis, The Spectator, 7 April 2012）。

3. イスラエル建国後のユダヤ社会の変遷 —1967年以後を中心に—

1) 建国当初の20年

主として世俗主義のシオニストにより建国されたイスラエル国家の性格について考えてみよう。建国をもたらした政治的理念のシオニズムは、メシアなきメシア待望論に近い理念だったといわれる。ユダヤ神秘主義カバラーの歴史家G・ショーレムの分類によれば（エラノス会議における講演「ユダヤ教のメシア待望論」）、ユダヤ教には歴史的に二つのメシア論が出現したとされ、ラビたちが抱いた理性的なメシアニズムは穏やかな権力の委譲が起こるだけの穏健な出来事であるのに対して、ユダヤの民衆が希求した黙示録的メシアニズムは、この世の終わりに救世主が現れて離散状態の賤しいユダヤの民に世界の支配者たる王国をもたらすという非現実的な性格の理念であった。これは現実離れしているからこそ、一部の人々によって強烈に信じられたが、誰も本気で実現できるとは思っていない類いの空想である。その典型とされたのが1665年に起こったシャブタイ・ツヴィのメシア運動で、これはツヴィが翌年ムスリムに改宗したためにあっけなく終息した。

1897年に第1回世界シオニスト会議が開催された時、世界の大多数の人々が現実離れした空想に過ぎないと思っているのを見て、主唱者のヘルツルは「50年後を見よ。世界はあっと驚くであろう。」と日記に記した。それほどに現実離れした理想が、半世紀後の1948年に現実となった。その10年後に出版された、ショーレムの著書『生前のシャブタイ・ツヴィのメシア運動』（全2巻、1957）は、イスラエルで出版されるや、ベン＝グリオン首相以下、多くの国民がむさぼり読んだ。シャブタイ・ツヴィのメシア運動とイスラエル国家の創設とがメシ

ア運動としての共通点でつながったと、市民が自覚していたからだという。冷笑していた世界を驚嘆させて留飲を下げたのかもしれない。しかし、それほどに建国を実現するには想像を絶する困難が伴ったのだと思われる。しかし、手放しに喜べない現実があった。民衆的なメシア待望論の特徴とは、実現しないからこそ熱狂するのであって、実現すると必ず幻滅するからである。

新生国家イスラエルは果たしてユダヤ人国家としての理想を実現できるのか。そもそも、ユダヤ的理想とは何か。誰もが一致する理想などあり得るのか。世界支配か、それとも律法成就か。考えてみれば、現実離れた理想にコンセンサスなどはない。イスラエル国民の意志と総意は移ろいやすい。最初から多党化現象を引き起こした比例代表制の国会は、当初から多様な要求で侃々諤々の論争の場となった。とはいえ、理念の闘い以前に、国民に課された使命とは、侵略と滅亡の恐怖の中で、弱小の軍隊でとにかく防衛し生存することだった。

2) なぜイスラエルは強硬な姿勢を強めたか

事態の転換点となるのが、1967年の第3次中東戦争の大勝利である。この勝利の結果、東西エルサレムは統一され、ヨルダン川西岸地区をすべて占領し、ゴラン高原までを手中に収め、まさに聖書時代のイスラエルに「約束された」領土すべてを占領し、その上にシナイ半島全域までも占領した。世界のユダヤ人はこの戦争の発生でイスラエル国家が消滅の危機に瀕していると感じて、各地で大規模な集会やデモが起こり、イスラエル擁護の世界世論を喚起することになる。第2次世界大戦後初めて、イスラエルが世界のユダヤ人にその存在を強く訴えかけた瞬間だった。しかも、6日間で奇跡の大勝利を収めたことで、勝利は神の加護による信じられ、世界のユダヤ社会でイスラエル支持が一挙に高まった。この時、大量のパレスチナ難民がヨルダン川の東岸に逃れたことが予期せぬ事態を生起させた点は既に述べたとおりである。

占領後、イスラエル政府は占領地を和平のための交渉カードに使うため、即時返還を行わず、占

領が継続された。これに対して、国連安保理は同年11月に決議242号でいわゆる「領土と平和の交換」の原則を打ち出すことになる。しかしイスラエル側はこの要請に応じなかった。ここでは、なぜイスラエル国民が、この後今日に至るまでいわゆる「右傾化」の傾向を顕著に示すのか、その過程を追ってみよう。

まず、1967年の第3次中東戦争から1993年のオスロ合意までの25年間の推移を概観しよう。ここで注意すべき点は、とりわけヨルダン川西岸占領の継続が徴兵制を敷くイスラエルにとって、従軍し次代を担う若者たちに占領の正当性を示さなければならぬという点である。自衛軍は侵略者となってはならない。この不安定な期間に二つの大きな傾向が生じた。それが、世俗勢力と宗教勢力の両方における国家主義者の躍進である。右派修正主義シオニズムを掲げた保守系のリクード党は、労働シオニズムの労働党に対して万年野党の状態にあったが、1977年の総選挙で初めて政権を獲得し、占領地を併合する大イスラエル主義を綱領として、西岸地区の入植地を拡大する強硬な政治を展開するようになった。この間に、1978年にはエジプト政府との間でシナイ半島の返還と引き換えに平和条約の締結が実現することになるが、エジプトはサダト大統領の暗殺という代償を支払うことになった。

この入植地建設に協力して積極的に入植を推進したのが、宗教シオニストと呼ばれる国家主義的な宗教者である。もちろん、その他、安価で快適なアパートを購入することは若いユダヤ人カップルにとっては大変魅力があった。しかしそれとは別に、この人々は、メシア待望論の実現のために世俗国家の神聖な役割を認めるラヴ・クック思想に共鳴して、グシュ・エムニム Gush Emunim という宗教的シオニストの信者団体を設立した。1974年、占領地に建設されたクファル・エツィオンという入植地で第4次中東戦争後に組織化され、リクード党の政策を後押しして入植運動を思想的に支えることになる。この団体は理念として生活の全ての領域にシオニズムの精神を復活させると主張しているが、実際には、将来パレスチナ・アラブ人との和

平が達成されてパレスチナ人が帰還しようとしてもそれが実際には不可能になるような政策の実現に並々ならぬ関心を示した。1992年までに、東エルサレムを含む西岸地区全体の入植者は10万人に達したといわれ、その多くは、西岸地区がもっとも地中海に接近したテルアヴィヴを中心とした国土の中心部に隣接する地域に集まっている。

1992年に二国家並立を支持する穏健なラビン氏がイスラエルの首相に選出されたことで、この6日戦争時の総司令官が長年の宿敵アラファト氏との間で1993年に暫定自治合意に至ったことは、両国の和平推進派には光明となった。1995年にラビン首相がイスラエルの超正統派の若者によって暗殺されたことにより、イスラエル政治の右傾化の加速が懸念されたが、1999年の段階に至っても、「パレスチナ独立国家樹立は時間の問題とってよい」(立山良司『揺れるユダヤ人国家—ポスト・シオニズム』文藝春秋, 2000, 211頁)と楽観視され、実際、2000年には再度の和平推進の方向性も見えた。

21世紀に入る頃には、アラブ・イスラム諸国はそれぞれに自国の国益を優先して、パレスチナ問題を切り離す方向性が顕著になっていた。こうした状況にあって、テロを放棄した自治政府に対抗して、1987年に結成されたイスラム原理主義ハマスが、あくまでもイスラエルの存立を認めない強硬路線の担い手となっていく。革命で一挙にシーア派イスラム教徒の覇者となったイランを後ろ盾としたシーア派の連合が、レバノンのヒズボラとガザ地区のハマスを巻き込んで、イスラエルへの強硬な姿勢を前面に押し出していくことになる。この傾向は、とりわけ、2000年6月から始まる第2次インティファダ以後、そして2001年の9.11事件を機に大量破壊兵器の隠匿を理由に米英がイラクに侵攻しサダムフセイン体制が崩壊して以後、イラン・シーア派連合の影響力が極めて顕著になり、サウジ対イランという中東の新たな勢力図がパレスチナ問題をも巻き込んでいく。

2001年9.11事件で米国の「テロとの戦い」が開始されると、イスラエル政府はイスラエル版の「テロとの戦い」として自爆テロ対策を強化し、2004

年にハマス幹部の殺害、西岸地区との分離壁建設を開始し、2005年には、米国のオバマ大統領就任に合わせて、イスラエル軍の一方的なガザ撤退、入植地撤去を敢行する。しかし、その後再びガザからのミサイル攻撃が強まったことで、2008年12月にガザ侵攻が行われ、2009年以降は、ロシア出身者を主体とする右派政党が躍進し、対パレスチナ政策が強化されパレスチナ社会には閉塞感が強まり、絶望的な反撃はテロ化するという悪循環が繰り返されてきた。

この暴力の応酬の繰り返しによって、イスラエル社会は「右傾化」がますます深まるという構図が進行してしまっただけに見える。これは双方の社会についていえることかもしれない。そうした暴力の連鎖を断ち切って和平へ舵を切ることができるのか。

3) イスラエル社会の多様性から生まれる社会批判

これまで考察してきたことを振り返ると、イスラエル建国以来、パレスチナ・アラブが自立した国家的政治的主体として承認を得るまでに数十年の時間がかかったが、その間にユダヤ側は領土を拡大し占領を継続し、大イスラエル主義が国民のマジョリティに支持されるに至り、ついに変更不能な既成事実を創り上げてしまったかのようである。パレスチナ・アラブ人の絶望、失望、無力感が募り、過激主義への期待からテロ活動に一時の気休めを感じても、テロの脅威はイスラエルの存在を認めない政治的意志の発露と見なされるため、かえって長期的には追いつめられる。イスラエルがテロの虐殺から国民を守ると宣言し、第2のホロコーストを断じて阻止するとして、格好の口実にされてしまうのが現実なのではないか。

領土と国政の問題は、建国以来、イスラエルが抱える課題であり、75年間に既に多様な主義主張が展開されて今日がある。その中で、現在いささか忘れられがちな反対意見について、最後に論じておきたい。イスラエルの良心の叫びとして記憶にとどめられるべき見解であり、常に戻るべき原点であると思うからである。ここでは筆者が注目する3

つの見解を取り上げるが、いずれも、先に取り上げた「国民国家という牢獄」に囚われた思考への批判としてひとくくりできるものである。

最初に紹介するのは、イエシャヤフ・レイボヴィッツ(1903～1994)というリトアニア・ユダヤ教の衣鉢を継ぐ宗教者でマイモニデス思想を論ずる神経生理学者である。彼は建国以前からユダヤ教の「偶像崇拜との戦い」を自ら展開して、シオニズム思想がもつ偶像崇拜的な異端性を糾弾した。ユダヤ教は預言者以来、偶像崇拜との戦いを続けてきた。現代もその戦いは続いていると訴える。その真意は、シオニズムとは外国人の支配はこりごりだというだけの意味であって、イスラエル国民は建国によって新たな課題に直面しているという。その課題とは国家の神聖視という偶像崇拜の危機である。独立によって、ユダヤ人の問題が何一つ解決されたわけではない。むしろ、67年戦争後は、軍隊が国家を守る完全な軍事国家に成り果てた。ユダヤ教の正義と慈愛が失われ国家を崇拜対象として、軍事力によって守られるだけの国家は偶像に他ならないと繰り返し批判した。グシュ・エムニームの思想的基盤を提供した同郷のラヴ・クックの神秘主義的な国家神聖視はとりわけ厳しく指弾された(市川裕「第14章 ユダヤ教正統主義から考える現代の国家・宗教関係」『ユダヤ的叡智の系譜—タルムード文化論序説—』東京大学出版会、2022所収)。私見によれば、かつての古代ユダヤ独立国家はローマ帝国と二度戦って敗れたが、強大な軍事力を誇ったローマは滅びて祖国を失ったユダヤ人は律法によって今に至るまで生き延びている。宗教あるいは律法の書は軍事力に勝った。ペンは剣より強かったのだ。今のイスラエル国は軍事力に過度に依存して形骸化した国家であるという指摘は非常に重い。

第2は、1980年代初頭の宗教的知識人が提起した課題である。戦後30年を総括し新たな未来を構想するシンポジウムがエルサレムのJTSユダヤ教育研究所主催で開催され、そのシンポジウムの内容が小冊子として1981年に出版されていた。筆者は留学当時これを購入していたが、その後になっ

て繰り返し読んで課題の重要性と問題の深刻さを認識できるようになった。そこでの課題は、ユダヤ人の主権国家が目指すべきものとは何か、という問いであった。建国からの30年間というもの、我々は国家という器作り、国家の制度論や教育の制度論のことばかり論じて、肝心の中身を議論せずに来てしまった。そのため、私たちはユダヤの伝統を知らないままに育ってしまい、ユダヤ社会の伝統的な精神と責務を何も学んでこなかった。それゆえ、次世代の子供たちに対して伝えるべきものを持ち合わせていない。今から、ユダヤ的伝統に基づいて主権国家に何ができるのか、できる事柄からまず始めようではないかという主旨で、今読んでも強い意気込みが感じられるのだ。我々が目指してきたのは、ヘルツルのシオニズム国家か、それとも、律法に由来するシナイ契約的なユダヤ国家なのかという反省だ。その反省に立って、我々が目指すべきはヘルツルのシオニズムではなく、シナイ契約のシオニズムではないか。トーラーの理念に基づいた主権国家たれ。その意味は、現代の普通の国になることではなく、聖書の「宝の民」の実現であると。聖書の「宝の民 Am Segulah」とは、イスラエルの民がエジプトを脱出してシナイの荒野に到着した時、モーセがシナイ山の山上で神の啓示を受けた時に語られた言葉に由来する。「私の声に従い、契約を守るならば、全ての民の間にあって私の宝 segula となる。私にとって祭司の王国 mamlakhat kohanim、聖なる国民 goi kadosh となる」(出エジプト記19章5-6節)。かつての離散社会では、ユダヤ人はその社会の主体的な一員ではなく、社会建設に責任ある立場になり得なかったが、ここでは、イスラエルという主権国家の市民としてユダヤ教を社会形成に寄与させるために主体的に取り組むことができる。それにはどのようにしたらよいかということが議論されている。

そして、第3の取り組みとして、政治哲学の分野からの課題が、アイザイア・バーリン(1909～1997)とアヴィシヤイ・マルガリート(1939～)により提起された「品位ある社会 the Decent Society」の建設である。バーリンは英国に同化し

たユダヤ人と見えなくもないのだが、イスラエル建国に際して、建国の立役者の一人で英国を説得してバルフォア宣言を引き出したハイム・ヴァイツマンがバーリンに協力を懇請したことはつとに有名である。バーリンはその申し出を断ったが、学問においてシオニズムの道義的正当性について深く洞察した。バーリンは、「二つの自由」という有名な論文で自由という問題系に対する立場を表明し、その観点からシオニズムを論じている。近代ユダヤ人は一市民として消極的自由を国家権力に対して有している一方で、世界のユダヤ人というマジョリティに帰属するという積極的自由を、対抗する自由として行使できる立場にある。こうしてシオニズムは世界のユダヤ人にとって積極的自由の要素として捉えることができる。問題は、シオニズムにおいて、消極的自由と積極的自由との衝突と妥協の在り方がどのようになるのかが問われることになる。ユダヤ人マイノリティとしての苦境を脱するうえで、シオニズムやイスラエル国家のような帰属意識を持ちえる観念や団体の存在が重要となる。しかし、もしイスラエルのユダヤ人が自身のシオニズムを積極的自由の発露として周囲のアラブ人に対して抑圧的に行使すれば、それはアラブ人の消極的自由を不当に侵害する。このように、シオニズムというイデオロギーは、使われ方次第で規範的に正しいイデオロギーにも規範的に不当なイデオロギーにもなり得る。その上で、バーリンはシオニズムを擁護できるとすればそれは、「文化的帰属が深刻な形で行われている人々が置かれた苦境」を克服する原理として、苦悩する人々を力づける場合に相対的に擁護できるといことだとする（森達也著『思想の政治学—アイザリア・バーリン研究』早稲田大学出版部 2018 年。）。

バーリンが多元主義社会の自由を論じて、普遍

的価値の衝突が不可避であるとしても、衝突を緩和し様々な主張の間にバランスを作り、妥協に到達することはできるであろうと論じた（『理想の追求』『理想の追求』バーリン選集第4巻、岩波書店、2017所収）。これを受けて、「品位ある社会」という概念によって多元主義社会の実現を具体的なゴールとして目指したのが、ヘブライ大学のマルガリートである（この概念を書名にした主著の邦訳は『品位ある社会—〈正義の理論〉から〈尊重の物語〉へ』森達也他訳、風行社、2017）。彼は、この理論を実践に応用して、イスラエルのユダヤ人とアラブ人の和解を目指したピースナウ運動の創立メンバーともなっている。ユダヤとアラブのナショナリズムの先鋭化と原理主義的な実践が目に見え始めるような方向に進んでいる中であって、衝突をやわらげ、犠牲を最小限に食い止めようとする妥協の精神によって、血なまぐさい犠牲を神聖視する歪んだナショナリズムと対決し、人間生命の尊厳を守る社会を建設していかなければならないとする。それは実現困難な正義ではなく、実現可能なアイデアなのだと（市川裕「書評」森達也著『思想の政治学—アイザリア・バーリン研究』早稲田大学出版部、2018『ユダヤ・イスラエル研究 33』日本ユダヤ学会、2019、81-86頁）。

平和があつて初めて人権と民主主義が保障され幸福な人生を切り拓くことができる。そうであればこそ、イスラエル社会とパレスチナ・アラブ暫定自治社会の構成員が、暴力の連鎖を断ち切れるか否かが問われている。そのためには対話が不可欠である。生命の尊厳に基づいた多元主義社会の実現のために、衝突を緩和し様々な主張の間にバランスを作り、妥協に到達することを目指して叡智を絞ってほしいと願わずにはいられない。両陣営の若い世代の中から平和を目指す粘り強い運動が広がることを強く希望しつつ注視していきたい。